

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年2月16日

北九州市子ども家庭局子育て支援課

1 当該公募の趣旨

本業務については、妊産婦・新生児の訪問指導に関する業務及び育児支援を必要とする家庭に対する訪問指導に関する業務を円滑に実施するため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても9の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者の随意契約の手続きに移行する。

なお、9の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名 令和8年度 のびのび赤ちゃん訪問事業業務

(2) 業務内容

ア 妊産婦・新生児訪問指導業務（乳児家庭全戸訪問事業）

対象：生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭

- ①育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ②子育て支援に関する情報提供
- ③乳児及びその保護者的心身の様子及び養育環境の把握
- ④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

イ 養育支援訪問（専門的助言指導）業務（養育支援訪問事業）

対象：区役所保健福祉課（中核機関）が認めた妊産婦及び乳幼児

- ①妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援
- ②出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

ウ ケース対応会議

訪問実施後の結果により、支援が必要と判断された家庭に対し、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、区役所（中核機関）と協議を行い、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に結びつけるものとする。

エ 研修の実施及び参加

訪問支援の目的、内容、支援の方法等について研修を年1回以上開催すること。また、北九州市または関係団体が主催する研修に適宜参加すること。研修への参加は、年間3日以内とする。但し、訪問業務を優先すること。

オ その他

上記以外の業務は協議して決める。

3 実施方法

(1) 事前のアセスメント

訪問前に母子保健システムから情報を収集したうえで、アセスメントを行い、適切な支援方法や訪問の緊急度などを検討する。

(2) 支援の実施

家庭訪問を行い、必要な支援（相談・指導）を行う。

(3) 記録の整理

訪問や支援を行った内容について指定の方法で記録を行う。

(4) 報告

訪問の結果、養育リスクが高い等、今後の支援を必要とする対象者については、区役所保健福祉課（中核機関）へ速やかに引き継ぐこと。

4 業務実施体制

(1) 医療専門職を業務量に合わせて各区役所保健福祉課に、常時適正に配置すること。

複数の区役所を担当することも可能とする。

(2) 配置した医療専門職の中から、各区役所の担当者を決めること。

- (3) 事務連絡調整を担当する従事者を1名配置し、業務の進捗把握、職員のシフト調整・関係部署への連絡等を行うこと。
- (4) 従事者名簿を提出すること。従事者に変更があれば速やかに報告すること。
- (5) 下記の条件を有する従事者を配置すること。
 - ア 医療専門職については、保健師・助産師・看護師の免許を有する者。
 - イ 基本的なパソコン操作（Word、Excel等）ができる者。
- (6) 業務に必要な交通手段を確保し滞りなく業務を実施すること。なお、車両リースを行う場合はおおむね10台とし、従事者が交通法規を遵守し、適切に運転できるよう指導・対策すること。
- (7) 業務報告や情報共有をするために必要なパソコンとインターネット環境を確保すること。

5 業務量

訪問数：延べ4,500件以上

参考：令和6年度妊娠届出数 5,463件

6 業務報告

毎月1回、訪問件数、出務日数・時間を子ども家庭局子育て支援課に報告すること。

7 その他

- (1) 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 科学的根拠をもとに保健指導を行う。また、専門職として知識や技術の更新をはかり、専門性を高めること。
- (3) 1か月健康診査マニュアル（令和6年度こども家庭科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）を参考にすること。

8 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

9 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の技術、設備等の要件

（それぞれの項目について、以下のとおり書類を提出すること）

- ア 当該業務と同等の業務経験、事業実績を備えていること。
 - 法人登記簿謄本
 - 定款、規約、寄附行為これらに類する書類
 - 法人団体の事業概要書、事業実績書
- イ 当該業務を適正に遂行するに必要な保健・医療・福祉サービスの知識や経験を有する専門職（保健師、助産師等）を各区役所において対応できる人数確保していること。
 - 法人が雇用し、かつ当該業務に従事するすべての専門職の従事者名簿及び各人の資格内容が確認できる書類の写し（免許証の写し）
- ウ 当該業務に従事する専門職の移動手段としての業務用車両（10台分）が確保されていること。（従事者の自家用車等は対象としない。また他の業務との共有使用は認めない。）
 - 法人所有の場合は、業務用車両の一覧及びすべての車両についての車検証の写し
 - リース会社等からの借り上げ等を行う場合はリース会社との契約の写し

10 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 子ども家庭局子育て支援課

電話番号 093-582-2082 FAX番号 093-582-5145

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第6条第3項の規定により説明書の交付手続きは省略（公示書と兼ねる）

(3) 公示書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年2月16日から令和8年3月3日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、9時から17時まで

イ 受付担当課

（1）に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(4) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年2月17日から令和8年3月4日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、9時から17時まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(5) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市子ども家庭局子育て支援課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。